

防府市青少年科学館及び防府市視聴覚ライブラリー指定  
候補者選定委員会設置要綱

令和 7 年 7 月 2 2 日 制定

(設置)

第 1 条 防府市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例  
(平成 1 7 年防府市条例第 2 7 号) 第 4 条及び第 5 条に規定する指  
定候補者(以下「指定候補者」という。)の選定等について公正かつ  
適正な執行を確保するため、防府市青少年科学館及び防府市視聴覚  
ライブラリー指定候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を設  
置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防府市青少年科学館及び防府市視聴覚ライブラリーの指定候  
補者の選定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 教育部長、文化スポーツ観光交流部長
- (2) 学識経験者 2 名
- (3) 防府商工会議所 1 名
- (4) 市民活動団体 1 名

(委員の除斥)

第 4 条 委員は、委員会で審議する事項が直接の利害関係のある場合  
については、その議事に参与することができない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が  
欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、会議の議長は委員長をもって充てる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月22日から施行する。